

## 2006年4月28日に開催された総会において承認された定款改正

### 教育文化連帯学会（ISEC）

#### 名称・本部・目的・存続期間

**第1条**—2003年12月10日に設立し ISEC の頭文字を使用する教育文化連帯学会は私法の非営利目的法人で、サン・パウロ州サン・パウロ市ジョアキン街 381 番に本部を置き、存続期間は無期限とする。

**第2条**— 教育文化連帯学会（ISEC）は、全ての人に教育文化面の機会を与えることを重視し主張する、公正で連帯性のある社会の形成と確立のために協力することを目的とする。

**1 項**—教育文化連帯学会（ISEC）は社会の各階層の参加と、人間開発の主な動因である教育及び研究機関、企業団、公共及び民間団体、社団、基金その他国内及び国際的な教育・文化交流を目的とする組織の統合を奨励する。

**2 項**—教育文化連帯学会（ISEC）はその会員、相談役、役員に対し、活動実施によって得たいかなる活動の純または総計的な余剰金、配当金、利益配当、利益分配、または財産の分割をもせず、それを全額組織の目的遂行のために使用する。

**第3条**—教育文化連帯学会（ISEC）はその活動を展開するにあたり、合法性、非個人性、道義、公然性、経済性及び効能の構成要素に留意する。

**H. 単項**—教育文化連帯学会（ISEC）の行う活動は次のとおりである。

II— 類似した分野に活動する他の非営利団体及び公的機関に中間的な支援サービスを提供する

**第4条**—教育文化連帯学会（ISEC）は総会が定めた規範的規定

**第5条**—対社会の目的を達成するため、教育文化連帯学会（ISEC）は必要な数のサービス提供単位を組織し、それらは全て定款の定めを遵守する。

## **第II章—会員：受入と義務権利について**

**第6条**—教育文化連帯学会（ISEC）は、次のカテゴリーに区分される、限定された数の個人または法人会員により構成する。

- I- 参上会員
- II- 護持会員
- III- 協力会員
- IV- 功労者会員
- V- 名誉会員

**1項**—会員の受入は役員会の審議による。

**2項**—役員会が定めた負担金を支払う者を参上会員とする。

**3項**—サービス提供事業所の創設と維持のために協力する者を護持会員とする。

**4項**—教育文化連帯学会（ISEC）の発展のために金銭的協力以外の協力をするものを協力会員とする。

**5項**—教育文化連帯学会（ISEC）に対し重要な貢献をしたと総会が認めた会員を功労者会員とする。

**6 項**— 会員ではないが教育・文化の分野で重要な貢献をし、名誉会員とすべきことを総会が認めたものを名誉会員とする。

**7 項**— 会員の退会は退会通知書を受け取った後、役員会が審議する。

**第 7 条**— 会費を地帯なく納めている会員は次の権利を有する。

- I- 会館に出入りし、行事に参加する。
- II- 運営職に立候補し、投票する。
- III- 総会に参加する。

**第 8 条**— 会員の義務は次のとおりである。

- I — 定款及び規則の定めを遵守する。
- II — 評議委員会及び役員会の決定を重んじる。

**1 項**— 会員は、教育文化連帯学会（ISEC）の債務に対して、連帯又は従たる責任を負わない。

**2 項**— 会員の間相互的な義務権利はない。

**第 9 条**— 会員が犯した違反の重度により、戒告、活動停止、除名のいずれかの罰則を科することができる。

**1 項**— 本定款の制定の違反、責められるべき行為などを行った会員、倫理に欠けた会員は戒告処分とする。

**2 項**— 戒告を受けた行為の累犯、教育文化連帯学会（ISEC）の役員会・評議委員会または総会の決議の不履行の場合、当該会員は一年を超過しない活動停止処分とする。

3項一次の場合、当該会員は除名処分とする。

- I- 12ヶ月を超過する期間に及んで会費を納めない会員、
- II- 活動停止処分を受け、さらに累犯した会員、
- III- いかなる行為または行動にても公に風紀を乱した会員、
- IV- 教育文化連帯学会（ISEC）の名または利益に損害を加える行為を行った場合、

4項一戒告及び活動停止処分は役員会が適用するが、その決定日から起算して15日の間に評議委員会に上訴できるものとする。

5項一除名処分は調査を行った後に役員会が適用するが、15日の間に評議委員会に上訴できるものとする。

### 第III章—運営

第10条 教育文化連帯学会（ISEC）は次の機関を有する：

I—総会

II - 評議委員会

III - 役員会

~~IV—監事会 e~~

~~IV—Diretoria~~

~~Parágrafo Único—A Instituição não remunera, sob qualquer forma, os cargos de sua Diretoria e do Conselho Fiscal, bem como as atividades de seus membros, cujas atuações são inteiramente gratuitas.~~

#### 総会

第11条 教育文化連帯学会（ISEC）の最高機関である総会は、定款が定める権利を完全に享受する会員により構成される。

**第 1 2 条** 次の項目は総会の独占排他的な職務権限である。

Iー 役員会、評議委員会または監事会を選出し、解任する。

IIー 定款を改定する。

IIIー 教育文化連帯学会（ISEC）の解散について審議する。

IVー 不動産の譲渡、示談、抵当権の設定、交換の便益について評議する。

Vー 内規を承認する。

VIー 規範的規定を作成する。

VIIー 会員名簿から除名された会員の上訴を審議する。

**第 1 3 条**—総会は毎年 1 回、最初の 4 ヶ月期から営業年度終結までの間に定期的に集まり、次を行う。

Iー 役員会が提示した教育文化連帯学会（ISEC）の年間行事予定の草案を承認する。

IIー 役員会の年間報告書を評価する。

IIIー 監事会の意見書とともに計算書及び貸借対照表を評議承認する。

**第 1 4 条**—総会は次のように召集された場合に臨時的に開催される。

Iー 評議委員長、役員会会長、監事会による召集。

IIー 会費を地帯なく納めている会員の少なくとも 5 分の 1 の会員の申請書による召集。

**第 1 5 条**—総会は開催日 10 日前までに教育文化連帯学会（ISEC）会館の掲示板への召集公告の貼り出し、または地域の報道機関への公告掲載、回覧状その他適切な手段を通して召集することができる。

**1 項**—総会当日は第 1 回の召集では会員の過半数によって成立し、30 分後の第 2 回の召集では出席者数に関わらず成立する。

2項－総会の議長は教育文化連帯学会（ISEC）の役員長が務め、議長は出席者の中から総会の書記となるべき者を呼び出す。

3項－本定款に別段の定めのある場合を除き、総会は出席者の過半数の票により議決する。

4項－下記に記載する（I、II）の目的のため特別に召集した総会では、現行法例に別段の定めがない限り、議決は出席者の3分の2の同意の票を必要とし、第1回の召集において会員の絶対多数なくして審議することはできず、次の召集において3分の1に満たない人数で審議することはできない。

- I- 役員会、評議委員会または監事会のメンバーである会員の解任。
- II- 運営に関するものも含めて会社定款を全体的または部分的に改正し、その統合を承認すること。

第16条－教育文化連帯学会（ISEC）は、決議のプロセスへの参加より生じる個人的またはグループの私的便益または利得を阻止するため、必要かつ十分な運営管理手順を採用する。

### 評議委員会

第17条－評議委員会に属する会員の任期は2年とし、その選出・就任・免職は総会によるものとする。

第18条－評議委員会は正規の会員10名と補欠5名から成り、委員長・副委員長・書記を互選する。~~um Presidente, a ser escolhido dentre um de seus integrantes, pelos demais membros.~~

**第 19 条**—評議委員会の会議はその委員長の召集によって開催され、委員長が会議を成立し議長を務める。

**1 項**—評議委員会長の委譲により、役員会の会長が会議を召集し、議長を務めることができる。役員会長の不在の場合、評議委員が議長を互選する。

**2 項**—評議委員会の会議は少なくとも評議委員の 5 分の 1 の要請により、臨時的に召集することができる。

~~Art. 20. No caso de impedimento temporário do Presidente do Conselho, poderá ele próprio designar outro Conselheiro, para substituí-lo e, no caso de vaga definitiva, os membros escolherão um novo Presidente, que exercerá as funções até o final do mandato.~~

**第 20 条**—評議委員職が空席となった場合、また、委員に最終的な欠格事由が生じた場合は補欠がこれに替わって前任委員の任期完了まで務める。

**第 21 条**—評議委員会の決議は多数決にて行い、委員長は普通の投票権の他に、審議事項の賛否同数の場合の決定票を有する。

**第 22 条**—評議委員会は次の権限を有する：

- I- 規範的規定を定める。
- II- 団体の目的の完全な遂行を指導し、監督する。
- III- 教育文化連帯学会（ISEC）の内部機能のため規範的規定を発する。
- IV- 会員名簿から戒告を受けた、もしくは除外された会員の上訴を審議する。

## 監事会

**第 23 条**—監事会は総会が選出した会員 3 名とその補欠によって構成する。

1 項－監事会の任期は評議委員会及び役員会と同じとする。

2 項－空席が生じた場合、任期終了時まで補欠が就任する。

第 24 条－監事会は次の権限を有する：

I－ 教育文化連帯学会（ISEC）の会計帳簿を調査する。

II－ 貸借対照表ならびに財務及び会計上の成果報告書、既済の財産の取引について、団体の上位機関に対し意見書を作成する。

III－ 何時でも教育文化連帯学会（ISEC）が行った経済・財政上の取引を証明する書類を役員会に対して要請する。

IV－ 外部独立監査人の業務をフォローする。

V－ 臨時的に総会を召集する。

1 項－幹事会は単純多数決によって議決する。

2 項－監事会は支援対策として外部の監査人の契約を役員会に申請することができる。

3 項－監事会は定期的に最初の 3 ヶ月期に集まり、運営機関の召集に応じて臨時的に集まる。

## 役員会

第 25 条－役員会は会長 1 名、副会長 2 名、第 1・第 2 書記、第 1・第 2 会計役

~~Parágrafo Primeiro — O Diretor-Presidente será, necessariamente, membro do Conselho Deliberativo;~~

1 項－役員会の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

~~podendo ser reeleitos em conjunto ou isoladamente~~

2 項一役員は任期終了後、新たに選出された役員の就任の時まで職務に留まる。

3 項一役員会は教育文化連帯学会（ISEC）運営の総括的業務の遂行を履行する。

第 26 条一役員会の職務権限は次の通りである：

~~I-I-~~ 教育文化連帯学会（ISEC）を運営管理する。

~~II-II-~~ 本定款により評議委員会の責任に帰するところの項目を評議委員会に提案する。

~~III-III-~~ 定められた機関のポリシーに従い、教育文化連帯学会（ISEC）のその他の活動を計画し、実施する。

~~IV-IV-~~ 毎年、しかるべく総会の監査・承認を受けた後、財務報告及び執行報告書を教育文化連帯学会（ISEC）が結んだ協定、管理契約書及び・又はパートナーシップ契約書とともに、INSS（社会保障院）及び FGTS(勤続年限保証基金)に対する負債不存在証明書も含めて公告し、誰でもこれを開覧できるように、提供する。

~~V-V-~~ 総会の規範的規定を規則付けて、教育文化連帯学会（ISEC）の内部機能を規律するための執行措置を講じる。

第 27 条一役員会は少なくとも月に一回集まる。

第 28 条一役員会の会長は次の権限を有する：

I- 裁判所内外において教育文化連帯学会（ISEC）の代表として務める。

II- 本定款及び内部規則を履行し、また、履行させる。

III- 総会の議長を務める

IV- 役員会の会議を召集し、議長を務める

第 29 条一第 1・第 2 副会長は、順位に従い次の職務権限を有する：

I- 会長の不在もしくは欠格事由あるときは、これを代理する。

II- 会長が欠員となった場合、任期終了時まで会長職に就任する。

III- 会長に総括的に協力する。

単項—また役員会副会長は役員会の決議により割り当てられた特殊分野の業務担当を直接管理する。

**第30条—第1書記は次の権限を有する：**

I- 役員会の書記を務める

II- 教育文化連帯学会（ISEC）の運営・技術上の業務を整理する

III- 機関の活動に関する全ての情報を公告する

**第31条—第2書記は次の権限を有する：**

I- 第1書記の不在もしくは欠格事由あるときは、これを代理する。

II- 第1書記に総括的に協力する。

**第32条—第1会計係は次の権限を有する：**

I- 会員の負担金、収益、助成金、寄付金を集金記帳し、教育文化連帯学会（ISEC）の簿記を遅滞なく行う

II- 会長が許可した勘定を支払う

III—要請されたつど、収支報告書を提出する

II- 財務及び会計上の成果報告書、既済の財産の取引についての報告書も含めて監事会に教育文化連帯学会（ISEC）の簿記を提示する

V- 会計に関する書類を自己の責任のもとに保管する

VI- 一定の上限を超過した現金残高を公に認められた適切な銀行に預金する。

銀行の指定、投資に関する決定及び本件に関する制限は役員会の職務権限とする。

VII- 小切手その他金額の取扱いに関する書類に、または、教育文化連帯学会（ISEC）が債務を負う場合に会長と共に署名する。

**第 33 条**—第 2 書記は次の権限を有する：

- I- 第 1 書記の不在もしくは欠格事由あるときは、これを代理する。
- II- 第 1 書記職が欠員となった場合、任期終了時まで同職に就任する。
- III- 第 1 書記に総括的に協力する。

#### 第 4 章—代理行使

**第 34 条**—教育文化連帯学会（ISEC）に義務を生じる書類は会長と書記がともに署名するが、どちらか一方は法定代理人の署名でよい。

~~Parágrafo único—Ocorrendo vaga na diretoria ou na Secretaria, caberá ao Conselho Deliberativo a designação de substitutos que completarão o mandato dos substituídos.~~

#### 第 V 章—営業年度、財務諸表及び資産

**第 35 条**—営業年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終了する。終了時に教育文化連帯学会（ISEC）の年度財務諸表が当該法律の定めに従い作成される。

**第 36 条**—会の資産は財産の寄贈または会の資金により購入して構成する。

**第 37 条**—教育文化連帯学会（ISEC）が解散となった場合、資格が継続した期間中にパートナーシップ契約及び管理契約より生じた公的資金により入手したその純資産は、本定款第 38 条の文言の定める同じ目的を有する機関を優先して、法律 9790/99 号が資格査定する他の法人に移譲する。

**第 38 条**—教育文化連帯学会（ISEC）が法律 9790/99 号の定める資格を取得し、後にそれを失った場合、その資格が継続した期間中にパートナーシップ契約及び管理契約より生じた公的資金により入手した処分可能な資産は会計調査を行った

後、教育文化連帯学会（ISEC）と同様の目的を有し関係当局がその要件を認めた基金、大学、研究センター、技術院またはその他の公的または民営の非営利団体に分配する。

**第 39 条**—教育文化連帯学会（ISEC）の収入は次の通りである：

- I. 会の資産の運営によるもの
- II. 国内、国外または国際的な個人または法人、公的または民営の機関によりいかなる名目のもとにも行われた寄付。
- III. 教育文化連帯学会（ISEC）の奨励のもとに開催された活動について契約書又は提携で定めた金額
- IV. 役員会が毎年定める月々の会員負担金
- V. 活動の実施より生じる寄付金
- VI. 管理契約又はパートナーシップ契約より生じる金額
- VII. 会の利益として第 3 者が構成する収入

**単項**—教育文化連帯学会（ISEC）の資産と収入は本定款第 2 条の文頭にて定める目的の遂行のみに適用することができるものとする。

## **第 VI 章—解散及び清算**

**第 40 条**—教育文化連帯学会（ISEC）が解散となった場合、本定款第 39 条に当該しない資産の処分については、総会の決議に委ねられる。

**第 41 条**—教育文化連帯学会（ISEC）は総会の決議により清算され、総会がその清算人を選定する。

## **第 VII 章—決算報告**

**第 42 条**—教育文化連帯学会（ISEC）の各営業年度の決算報告は、下記の財務・会計の各書類の提示により監事会の意見書と共に翌年度の最初の 4 ヶ月期に総会の審議に付する。

- I. 財務諸表、
- II. 損益勘定の計算書
- III. 収入の見積もりと事実上の収入の対比表

**単項**—総会の承認を受けた後、既済の資産取引・活動報告書・財務会計計算書、監事会の意見書を所轄官庁に送付する。

**第 43 条**—教育文化連帯学会（ISEC）の決算報告は次のことに留意する。

~~I-I-~~ 基本的会計原則とブラジル国の会計規範

~~II-II-~~ 営業年度終了後、INSS（社会保障院）及び FGTS(勤続年限保証基金) に対する負債不存在証明書も含めた教育文化連帯学会（ISEC）の活動報告書と財務諸表の効率的な手段による公告（誰でもこれを閲覧できるように供する）

~~III-III-~~ 規則に定められた通り、パートナーシップ契約の対象となる資金の運用監査の実施（場合によっては独立監査法人により行うこともできる）

**単項**—パートナーシップ契約書を介して法律 9790/99 号の文言により資格査定された教育文化連帯学会（ISEC）が受けた公的資金及び財産全ての決算報告は連邦憲法第 70 条単項が定めるところにより行われる。

## 第 VIII 章—総則

第 44 条—評議委員会、監事会、役員会メンバー及び会員の職は公のための重要な任務遂行であると見なされ、教育文化連帯学会（ISEC）より何の報酬も受けないものとする。

単項—教育文化連帯学会（ISEC）の運営責任者らは、乱用または目的逸脱の場合を除き、同会の債務に対して、連帯又は従たる責任を負わない。

第 45 条—評議委員会は役員会の理由提示に基づき、本会の目的の履行に向けたプロジェクトの実現を目指して設けた不動産の処分を許可することができる。

第 46 条—本定款に脱漏のある件については、評議委員会が決定し、総会が事後承認する。

~~Art. 49. O quadro de pessoal diretivo, gerencial, técnico e administrativo do XXX, diretamente vinculado à Sociedade, remunerado ou não, contratado ou cedido por convênio, é limitado ao número de 30 (trinta) pessoas.~~

サン・パウロ市、2006年12月30日

レイメイ・ヨシオカ（署名）  
役員会の会長  
法定代理人

リカルド・キヨシ・ササキ（署名）  
書記担当役員  
弁護士